

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 定率法による減価償却制度

Q : 4月以後に取得した備品や設備は、新しい定率法によって減価償却費の計算をするのですが、どのように計算するのですか？

A : 次のように計算します。

【解説】

4月以後に取得した減価償却資産で、会社が定率法を採用することとしたものについては、次のように減価償却費の計算をします。

①まずは新しい償却率により減価償却費の計算をしていきます。そして②その額が償却保証額を下回ることとなった年度からは定額の償却費に切り替えて償却費を計算していきます、③償却限度額(備忘価額1円)に達するまで減価償却費を計上していきます。

①新しい償却率による減価償却費の計算

新しい償却率による減価償却費 = (取得価額 - 既償却額) × 定率法の償却率

②償却保証額を下回った年度からの減価償却費の計算

①により計算した減価償却費が償却保証額(取得価額 × 保証率)を下回った年度からは、次の算式で計算した改定減価償却費を計上します。

改定減価償却費 = 改定取得価額 × 改定償却率

(注1)償却率、改定償却率、保証率は耐用年数等に関する省令別表10に記載されています。

(注2)改定取得価額とは、①の減価償却費が償却保証額を下回ることとなった年の前年における取得価額から償却額の累計額を差し引いた金額をいいます。

